令和５年６月市議会　教育厚生委員会資料

所管事項調査に関する資料①

目　次

１　福祉部機構図 ································· Ｐ ２

２　福祉部分掌事務 ······························· Ｐ ３ ～ ６

３　福祉部職員名簿（係長以上） ··················· Ｐ ７ ～ ８

４　令和５年度　福祉部事業概要 ··················· Ｐ ９ ～ 18

５　令和４年度指定管理者制度の状況について········ 別冊

６　基本構想・基本計画等作成調 ··················· 別冊

福　　祉　　部

令 和 ５ 年 ６ 月

１　福祉部機構図

令和５年６月１日現在
職　員　数　103　名
（　）内の数字は職員数

- 福祉部
  - 福　祉　総　務　課(18)ー総務係・企画推進係・指導監査係
  - 高齢者すこやか支援課(30)ー総務係・認定審査係・地域支援係
  - 障　害　福　祉　課(31)ー総務企画係・福祉係・支援係
  - 介　護　保　険　課(13)ー保険料係・給付係
  - 地域包括ケアシステム推進室(7)
  - 臨時特別給付金室(4)
  - 福　祉　事　務　所
    - 福祉総務課　ー　総務係
    - 高齢者すこやか支援課　ー　総務係・地域支援係
    - 障害福祉課　ー　総務企画係・福祉係・支援係

２　福祉部分掌事務

課　　名	分　　掌　　事　　務
福　祉　総　務　課	⑴　部の統括に関すること。 ⑵　福祉の施策に係る総合調整に関すること。 ⑶　高齢社会対策に係る福祉施策の企画及び推進に関すること。 ⑷　介護保険事業の企画に関すること。 ⑸　社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉法人(障害福祉課、こども政策課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設立の認可等に関すること。 ⑹　養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可等に関すること。 ⑺　社会福祉法による社会福祉施設(障害福祉課、こども政策課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設置等の届出の受理に関すること。 ⑻　介護保険法(平成9年法律第123号)による介護サービス事業者の指定等に関すること。 ⑼　介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可等に関すること。 ⑽　老人福祉法(昭和38年法律第133号)による有料老人ホームの設置等の届出の受理に関すること。 ⑾　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護施設の設置等の認可に関すること。 ⑿　老人デイサービスセンターに関すること。 ⒀　民生委員及び児童委員に関すること(福祉事務所の所管に係るものを除く。)。 ⒁　社会福祉法による社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督に関すること。 ⒂　介護保険法による介護サービス事業者の立入検査に関すること。 ⒃　老人福祉法による有料老人ホームの立入検査に関すること。 ⒄　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による指定障害福祉サービス事業者等の立入検査(障害福祉課の所管に係るものを除く。)に関すること。 ⒅　児童福祉法（昭和22年法律第164号）による指定障害児通所支援事業者等の立入検査（障害福祉課の所管に係るものを除く。）に関すること。 ⒆　社会福祉審議会(障害福祉課及びこども政策課の所管に係るものを除く。)、民生委員推薦会及び地域密着型サービス等事業者選定審査会に関すること。 ⒇　部内事務の連絡調整に関すること。

課　名	分　掌　事　務
高齢者すこやか支援課	⑴　高齢者の福祉の措置に関すること（福祉事務所の所管に係るものを除く。）。 ⑵　福祉の措置に要する費用の徴収に関すること。 ⑶　長寿祝金に関すること。 ⑷　軽費老人ホームの事務費に関すること。 ⑸　介護保険の被保険者の要介護、要支援認定に関すること。 ⑹　地域支援事業の企画に関すること。 ⑺　老人福祉団体の育成及び連絡調整に関すること。 ⑻　老人福祉センター及び老人憩の家の設置及び改良に関すること。 ⑼　地域包括支援センターとの連絡調整に関すること。 ⑽　介護認定審査会、地域包括支援センター運営協議会、養護老人ホーム等入所判定審査会及び高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に関すること。
障害福祉課（その１）	⑴　障害児・者の自立の支援（自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものを除く。）に関すること（福祉事務所の所管に係るものを除く。）。 ⑵　身体障害者手帳の交付に関すること。 ⑶　障害児・者の福祉医療費に関すること。 ⑷　社会福祉法に基づく障害者支援施設の設置の許可等に関すること。 ⑸　社会福祉法による社会福祉法人（福祉総務課、こども政策課及び幼児課の所管に係るものを除く。）の設立の認可等に関すること。 ⑹　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関すること。 ⑺　児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定等に関すること。 ⑻　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者等の立入検査（福祉総務課の所管に係るものを除く。）に関すること。 ⑼　児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の立入検査（福祉総務課の所管に係るものを除く。）に関すること。 ⑽　発達障害に関すること。 ⑾　障害者虐待の防止に関すること。

課　名	分　掌　事　務
障害福祉課（その２）	⑿　障害を理由とする差別の解消の促進に関すること。 ⒀　難病に関すること（健康づくり課及び保健所の所管に係るものを除く。）。 ⒁　障害福祉センターに関すること。 ⒂　社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（審査部会を含む。）、障害者施策推進協議会及び障害支援区分認定審査会に関すること。 ⒃　社会福祉法人長崎市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。 ⒄　障害児・者福祉団体との連絡調整に関すること。
介護保険課	⑴　介護保険被保険者の資格の認定及び保険給付に関すること。 ⑵　介護保険料の賦課、徴収猶予及び減免に関すること。
地域包括ケアシステム推進室	⑴　地域包括ケアシステムの構築に関すること。 ⑵　地域包括ケア推進協議会に関すること。 ⑶　在宅医療・介護の連携推進に関すること。 ⑷　介護予防・生活支援体制整備に関すること。 ⑸　包括ケアまちんなかラウンジに関すること。 ⑹　多機関型包括的支援体制構築事業に関すること。 ⑺　地域リハビリテーション推進に関すること。
臨時特別給付金室	⑴　住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）の支給に関すること。

福祉事務所

課　　名	分　　掌　　事　　務
福　祉　総　務　課	⑴　民生委員及び児童委員に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。)。 ⑵　所内事務の連絡調整に関すること。
高齢者すこやか支援課	⑴　高齢者の福祉の措置に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。)。 ⑵　老人ホームの入所者の遺留品の処分に関すること。
障　害　福　祉　課	⑴　障害児・者の自立の支援に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。)。 ⑵　児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による障害福祉サービスの提供等に関すること。 ⑶　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による障害者支援施設等への入所措置に関すること。 ⑷　知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定による障害者支援施設等への入所措置に関すること。 ⑸　特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)の規定による福祉手当の支給に関すること。

３　福祉部職員名簿（係長以上）

令和５年６月１日現在
職員総数　103名
（　）数字は職員数

部長兼福祉事務所長	山口　伸一	やまぐち　しんいち	市役所内線電話　３６００
福祉総務課（18）＜部長含む＞			８２９－１１６１（直通）
課　長	岡　広志	おか　ひろし	市役所内線電話　４２５０
課長補佐	河間　正己	かわま　まさみ	市役所内線電話　４２５１
総務係長（4）	浅田　真由美	あさだ　まゆみ	市役所内線電話　４２５２
企画推進係長（5）	中嶋　宣昭	なかしま　のぶあき	市役所内線電話　４２６１
指導監査係長（6）	遠藤　誠司	えんどう　まさし	８２９－１２５６（直通）
			市役所内線電話　４２４１
高齢者すこやか支援課（30）			８２９－１１４６（直通）
次長兼課長	前田　裕子	まえだ　ゆうこ	市役所内線電話　３９２０
主幹	武分　和歌子	たけぶ　わかこ	市役所内線電話　３９３１
総務係長（10）	今村　容子	いまむら　ようこ	市役所内線電話　３９２１
認定審査係長（10）	松尾　雄一郎	まつお　ゆういちろう	市役所内線電話　３９１１
地域支援係長（8）	中本　淳子	なかもと　じゅんこ	市役所内線電話　３９３２

障害福祉課（31）　　８２９－１１４１（直通）

次長兼課長	笈木（おいき）　和幸（かずゆき）	市役所内線電話　３１８０
総務企画係長（10）	洲崎（すさき）　愛（あい）	市役所内線電話　３１８１
福祉係長（7）	野内（のうち）　祥平（しょうへい）	市役所内線電話　３２１１
支援係長（11）	松下（まつした）　英朗（ひであき）	市役所内線電話　３１７１
社会福祉事業団派遣（2）	首藤（しゅとう）　充（みつる）	８４２－２５２５（直通）
	大西（おおにし）　美弥子（みやこ）	８４２－２５２５（直通）

介護保険課（13）　　８２９－１１６３（直通）

課　長	今西（いまにし）　雄二（ゆうじ）	市役所内線電話　４２２０
保険料係長（6）	佐藤（さとう）　文三（ぶんぞう）	市役所内線電話　４２３１
給付係長（6）	中村（なかむら）　俊介（しゅんすけ）	市役所内線電話　４２２１

地域包括ケアシステム推進室（7）　　８２９－１４２１（直通）

<table>
<tr><td>次長兼室長</td><td></td><td>渋谷（しぶや）　浩司（こうじ）</td><td>市役所内線電話　３８７０</td></tr>
<tr><td>係　長</td><td rowspan="2">(6)</td><td>野瀬（のせ）　さやか</td><td>市役所内線電話　３８７１</td></tr>
<tr><td>係　長</td><td>荒木（あらき）　みずほ</td><td>市役所内線電話　３８７１</td></tr>
</table>

臨時特別給付金室（4）　　８２１－８１１２（直通）

室　長	前田（まえだ）　耕作（こうさく）	市役所内線電話　６１４０
係　長（3）	白木（しらき）　裕（ゆたか）	市役所内線電話　６１４２

４　令和５年度　福祉部事業概要

（単位：千円）

課名		事業名	事業概要	予算額
福祉総務課	一般会計	長崎市社会福祉協議会補助金	地域福祉の向上を図るため、長崎市社会福祉協議会に対して、管理運営費の助成を行う。	151,890
		長崎市シルバー人材センター補助金	高年齢者の生きがいと就労機会の増大を目的とする長崎市シルバー人材センターに対し、国の実施要綱に基づき運営費の助成を行う。 (会員数 654人(R5.3))	7,968
		高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助金	高島地区において、介護サービスを安定的に提供するため、運営費補助を行うことを前提として公募し開設した小規模多機能型居宅介護事業所に対し、運営費の助成を行う。	18,475
		高齢者施設開設準備費補助金	小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム及び介護付きホームが、開設時から安定した質の高いサービスを提供することができるよう、施設の円滑な開設に必要な費用の一部を助成する。 （内訳） 193,809千円（8事業所）	193,809
		高齢者福祉施設整備事業費補助金 （小規模多機能型居宅介護事業所）	「通い」を中心として、要介護者の態様や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを行う小規模多機能型居宅介護事業所の整備にかかる費用の一部を助成する。 （内訳） 67,200千円（2事業所）	67,200
		高齢者福祉施設整備事業費補助金 （認知症対応型共同生活介護事業所）	認知症高齢者に対して、共同生活の中で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを行う認知症対応型共同生活介護事業所の整備にかかる費用の一部を助成する。 （内訳） 33,600千円（1事業所）	33,600
		高齢者福祉施設整備事業費補助金 （地域密着型特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入居し、日常生活上必要な介護、機能訓練、療養上の世話が受けられる定員２９人以下で、原則として要介護３以上と認定された方が利用できる地域密着型特別養護老人ホームの整備にかかる費用の一部を助成する。 （内訳） 313,600千円（70床）	313,600
		民生委員協議会活動費補助金	地域の社会福祉の推進に努めている民生委員・児童委員、地区民生委員児童委員協議会及びこれらの活動を支える長崎市民生委員児童委員協議会に対し、助成を行う。 （49地区、定数1,012人(R5.4)) ⑴ 地区活動費 44,208 千円 ・ 1人当たり 34,000円 ・ 1地区当たり 200,000円 ⑵ 個人活動費 68,881 千円 ・ 一般 68,100円 ・ 会長 114,600円 ⑶ 事務局職員人件費 7,428 千円 ⑷ 活動振込手数料等 268 千円	120,785

（単位：千円）

課名	事業名			事業概要	予算額
高齢者すこやか支援課（その１）	一般会計	介護予防・生活支援対策費	友愛訪問委託費	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して民生委員が訪問し、日常生活の相談、助言を行う。	13,248
			移送支援サービス費※	斜面地等に居住する事業対象者（ただし運動機能項目に該当がある者に限る）に対して、サービス事業者を派遣し、通院、買物、日常的な社会生活の支援を行う。	781
			訪問理美容サービス費※	在宅の高齢者のうち、身体状況及び地域・交通事情等により、理容店や美容院に出向くことが困難な方に対し、出張による訪問理美容サービスを提供する。	104
			寝具洗濯乾燥サービス費※	在宅で寝たきり等の高齢者の寝具の衛生保持を図るため、洗濯、乾燥のサービスを実施する。	396
			日常生活用具給付費※	一人暮らしの高齢者等で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な方に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付する。	1,433
			高齢者安心火災警報器給付費※	一人暮らしの高齢者等で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な方に対し、火災警報器（無線式連動型に限る）及び屋外警報ブザーを給付する。	1,010
		生きがい対策費	長寿祝金費	高齢者に対し、その長寿を祝福するとともに、敬老の意を表するため99歳の方に長寿祝金を５万円支給する。	15,610
			高齢者交通費助成費	高齢者の社会活動への参加を促進し、生きがいを高めるため、年度中に70歳以上に達する高齢者に、ＩＣカードによるバス、電車の助成又は利用券の交付によるタクシー、船舶等の交通費助成を年間5,000円程度まで行う。	428,625
			「敬老の日」行事費	⑴ 市長及び市議会議長による最高齢者、最高齢夫婦及び老人ホーム等施設訪問 ⑵ 自治会及び老人クラブ等で開催されている敬老会への出席 ⑶ 百歳到達者へ顕彰電報及び記念品の送付	1,508
			シルバー作品展開催費	敬老の日を中心に、市内在住の60歳以上の方の創作品を一般市民に展示し、高齢者の生きがいと市民の敬老精神の高揚を図る。また、開催期間中に、世代間交流イベント「ものづくり体験コーナー」を実施する。	496
			老人クラブ助成費	老人クラブの健全な育成を図るため、活動に必要な経費の一部を助成する。	16,129
			長崎市老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会の諸活動に必要な事務費、人件費等の経費の一部を補助する。	14,706
			長崎県すこやか長寿財団負担金	ねんりんピックの開催や高齢者の生きがいと健康づくり、介護知識・技術実習・普及等を行う長崎県すこやか長寿財団へ負担金を支出する。	316
			ふれあい入浴デー事業費	70歳以上の高齢者に対して、一般公衆浴場を毎月１回（毎月25日）無料で入浴できるように助成する。	3,538

※契約及び支払いは高齢者すこやか支援課で行い、利用の決定などサービスの提供に係る業務は各総合事務所で行う。

（単位：千円）

課名	事業名				事業概要	予算額
高齢者すこやか支援課（その２）	一般会計	高齢者施設 福祉費	老人ホーム入所措置費		おおむね65歳以上の者で、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる措置を行う。	762,883
			生活支援ハウス運営費		原則として60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のために独立して生活することに不安がある者に対し、生活援助員を配置した住居を提供し、居住者に対する各種相談、助言指導、緊急時の対応、保健・福祉サービスの利用手続きの援助及び地域住民と交流を図るための場所を提供する。	36,225
			軽費老人ホーム事務費補助金		60歳以上（夫婦で入所する場合は一方が60歳以上）で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を供与するため、軽費老人ホームに対し入所者の所得に応じて事務に要する経費の一部を補助する。	506,120
		要援護者 支援対策費	避難行動要支援者支援費		避難行動要支援者の新規把握及び名簿の更新と情報提供に関する同意の確認を行ったうえで、名簿を整備し関係機関への情報提供を行うとともに、避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、地域における支援体制を構築する。	8,405
		その他	ふれあい訪問収集		斜面地等に居住する一人暮らし高齢者及び障害者等で、本人によるごみ出しが困難な方に戸別収集を行い、収集時に声掛けを実施し、安否の確認も行う。（環境部において事業実施）	0
	介護保険事業特別会計	地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	介護予防訪問介護相当サービス事業費	自力では日常生活動作が困難な要支援者又は事業対象者（以下、「要支援者等」という。）に対して、介護予防を目的に入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行う。	529,351
				生活援助サービス事業費	一人暮らし、又は高齢者のみの世帯等で、家族が疾病や障害等により家族支援が難しい要支援者等に対して、介護予防を目的に、生活に必要な掃除、洗濯、調理等の家事支援を行う。	40,476
				短期集中型訪問サービス事業費※	要支援者等に対して、保健、医療の専門職（管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士）等が栄養状態、口腔機能、生活機能向上のため、短期間集中的に訪問指導を行う。	2,537
				介護予防通所介護相当サービス事業費	身体介助や生活援助、見守りが必要な要支援者等に対し、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを提供する。	970,475
				ミニデイサービス事業費	生活援助や見守りが必要な要支援者等に対し、機能訓練やレクリエーションなどを半日（3～5時間）程度で行う。	92,351
				住民主体型通所サービス事業費	介護予防・閉じこもりを防止するため、地域の身近な場所で運動やレクリエーション等を住民が主体的に行う高齢者ふれあいサロンを開設し、その活動を支援する。	19,149
				短期集中型通所サービス事業費※	要支援者等に対して、運動機能向上・認知機能向上のプログラムを短期間集中的に集団で実施し、心身機能の維持・向上を図り、介護予防を推進する。	41,203
				総合支援配食サービス事業費※	一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の要支援者等に対し、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供し、要介護状態になることを予防するとともに、訪問の際に利用者の安否確認も併せて行う。	13,961
				介護予防ケアマネジメント事業費	要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態、置かれている環境、その他の状況に応じて、自立に向けた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるようケアマネジメントを行う。	221,660

※契約及び支払いは高齢者すこやか支援課で行い、利用の決定などサービスの提供に係る業務は各総合事務所で行う。

（単位：千円）

課名	事業名				事業概要	予算額
高齢者すこやか支援課（その３）	介護保険事業特別会計	地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	特例介護予防通所介護相当サービス事業費	介護予防通所介護相当サービスの確保が著しく困難である離島等に居住する要支援者等が同サービスに相当するサービスを利用した場合に、サービスに要した費用の一定割合を支給する。	376
				特例ミニデイサービス事業費	ミニデイサービスの確保が著しく困難である離島等に居住する要支援者又は事業対象者が同サービスに相当するサービスを利用した場合に、サービスに要した費用の一定割合を支給する。	316
				特例介護予防ケアマネジメント事業費	特例介護予防通所介護相当サービス又は特例ミニデイサービスをケアプラン等に位置付け、ケアマネジメントを実施した場合に要した費用を支給する。	1
				高額介護予防･生活支援サービス事業費	要支援者等が介護予防・生活支援サービス等を利用した際に負担すべき限度額を超えた額を支給する。	353
				高額医療合算介護予防･生活支援サービス事業費	要支援者等が医療保険と介護予防・生活支援サービス等の自己負担が高くなったときは、両制度の限度額を適用した後に、世帯内で１年間の自己負担限度額を超えた額を支給する。	1,520
			一般介護予防事業費	介護予防把握事業費	事業対象者の身体の状態等を把握するための情報提供書を医療機関に委託して作成するとともに、これを活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげる。	945
				介護予防普及啓発事業費	介護が必要な状態になることを予防するため、介護予防に関するパンフレット等を配布し普及啓発を図る。	4,415
				口腔ケア指導事業費	高齢者を対象に、地域において歯科衛生士等による口腔機能向上のための教育及び口腔清掃指導を行い、口腔機能低下による摂食・嚥下機能の低下を防止する。	3,151
				生涯元気事業費	高齢者を対象に、地域において運動を中心に介護予防に関する具体的な実践方法を紹介し、高齢者が自宅や地域で自主的に実践・習慣化を図り、要介護状態になることを防止する。	52,785
				地域活動支援事業費	⑴ 介護予防やボランティア活動についての研修を行い、ボランティアを育成し、介護予防事業に参加する高齢者の支援を行う。 ⑵ 地域支援ボランティアポイント制度を実施することにより、高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励し、元気で生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。	4,546
				生活介護支援サポーター事業費	身近な場所で交流を行い、市民自ら実施する高齢者ふれあいサロンや介護老人福祉施設等でボランティア活動を行う生活・介護支援サポーターを育成・支援し、サロン活動の促進やボランティアを受ける高齢者の介護予防を図る。また、サポーター自身の生きがいづくりや健康増進を図り、介護予防を図る。	1,588
				一般介護予防事業評価事業費	一般介護予防事業を含め、総合事業全体を評価し、事業の推進を図る。	391
			包括的支援事業費	包括的支援事業費	介護予防事業のマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護事業及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。	572,076
				認知症総合支援事業費	地域の支援機関等の連携を図るための支援並びに認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症の人の家族に対する支援を行う。また、認知症高齢者及びその家族に関わる認知症初期集中支援チームを設置する。	112,046
				地域ケア会議推進事業費	地域ケア個別会議（個別ケースを検討する地域ケア会議）及び地域ケア推進会議（個別ケースの検討により共有された地域課題の解決等を検討する地域ケア会議）を開催する。	1,867

（単位：千円）

課名	事業名				事業概要	予算額
高齢者すこやか支援課（その４）	介護保険事業特別会計	地域支援事業費	任意事業費	徘徊高齢者等家族支援事業費※	認知症の高齢者等が徘徊した場合に、介護している家族に現在位置の情報を提供し、早期発見につなげる。	1,158
				家族介護支援事業費※	⑴ 在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族に紙おむつ等の介護用品を支給する。 ⑵ 介護保険サービスを利用しないで在宅で介護する家族に慰労金を支給する。 ⑶ 家族介護教室を開催する。	37,525
				成年後見制度利用支援事業費	判断能力が不十分な認知症高齢者等で親族による成年後見人の選任の申立が見込めない場合等に、市長が親族に代わり家庭裁判所に成年後見人の選任の申立を行う。市長申立費用、後見人等への報酬を本人が負担することが困難な場合や専門職後見人の家裁審判報酬が低額の場合に助成を行う。また、関係機関との情報交換及び普及啓発を通じ、課題等について協議を行うとともに、制度をより有効的・効果的に利用できる体制を整える。	12,036
				高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業費	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し、併設又は隣・近接するデイサービス等の事業を実施している社会福祉法人等から生活援助員（ＬＳＡ）を派遣し、生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助及び緊急時の対応等のサービスを提供することで、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する。	5,175
				介護相談員派遣事業費	介護相談員を派遣し、介護保険サービス利用者の声を聞き、相談等に応じる。	1,170
				要介護者配食サービス事業費※	要介護状態と判定された一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯に属する要介護者に対して、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供し、介護状態の悪化を防止するとともに、訪問の際に利用者の安否確認等も併せて行う。さらに他の食関連サービスとの調整を図り、食の自立支援を促進する。	13,620
				緊急時訪問介護事業費※	一人暮らしの高齢者等に対して、急病や災害等の緊急時に、緊急通報装置による通報をうけ、迅速かつ適切な対応を図るとともに、必要に応じて訪問介護員の派遣を行う。	31,969
				認知症地域支援体制整備事業費	認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、市民意識の向上を目的とした啓発活動の推進及び地域の関係団体・事業所間のネットワーク構築を図る。	1,640
		介護認定審査会費			介護認定審査会の開催及び認定結果を通知する。	80,649
		認定調査等費			介護認定審査会資料作成のための認定調査、主治医意見書の作成及び提出等の事務を行う。	333,640

※契約及び支払いは高齢者すこやか支援課で行い、利用の決定などサービスの提供に係る業務は各総合事務所で行う。

（単位：千円）

課名	事業名			事業概要	予算額
障害福祉課（その1）	一般会計	障害者福祉推進費	障害者基本計画策定費	障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者施策全般に係るそれぞれの方向性を示す「長崎市障害者基本計画」の次期計画（計画期間：令和6年度～令和10年度）を策定する。	5,271
			障害福祉計画策定費	障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障害児・者の福祉サービス支援事業の量の見込み及び確保策等を定めた「長崎市障害福祉計画・長崎市障害児福祉計画」の次期計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定する。	4,945
			障害者施策推進協議会費	障害者のための施策に関する基本的な計画に関し意見を述べ、また、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について調査審議等を行う。	1,381
		障害者自立支援給付費	介護給付費	障害児・者が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、日常生活において必要な居宅介護や施設での日中活動支援などの給付を行う。	5,802,387
			訓練等給付費	障害児・者が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、自立生活に必要な就労支援や共同生活援助（グループホーム）などの給付を行う。	4,890,570
			相談支援等給付費	障害福祉サービスの利用計画における相談及び作成や施設等から地域生活への移行に向けた支援等の給付を行う。	239,779
			補装具給付費	身体障害児・者の日常生活の便宜を図るため、補装具の購入・修理・借受けに要した費用を支給する。	100,001
			高額障害福祉サービス費	同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている者及び障害福祉サービスと介護保険のサービスを受けている者並びに補装具の購入又は修理に要した費用について、その合算額が利用者負担の月額上限を超えた場合に、その超えた額を支給する。	7,191
		障害児通所等給付費	障害児通所給付費	障害児が児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所サービスを利用するための費用を支給する。	2,922,539
			障害児相談支援給付費	障害児が通所サービス及び障害福祉サービスを新規または継続して利用する際に、必要な相談支援を受けるための費用を支給する。	114,675
		地域生活支援費	基幹相談支援センター費	社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置した基幹相談支援センターを設置し、委託相談支援事業所、計画相談・障害児相談支援事業所等と連携して困難事例対応や各事業所相談員に対する専門的指導・助言、人材育成の支援等の業務を総合的に行う。	13,000
			地域活動支援センターⅠ型費	専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化を図るための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。	21,970
			地域活動支援センターⅢ型費	創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う事業所に対し、運営費を助成する。	19,500
			住宅入居等支援費	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、必要な調整や家主等への相談助言を通じて障害者の地域生活を支援する。	5,000
			障害者相談支援費	障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供、連絡調整を行う。	31,200
			移動支援費	屋外での移動が困難な障害児・者に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動の支援を行う。	144,923
			日常生活用具給付費	在宅の重度障害児・者に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。	123,855

（単位：千円）

課名	事業名			事業概要	予算額
障害福祉課（その2）	一般会計	地域生活支援費	日中一時支援費	日中において監護する者がいないため、一時的に支援が必要な障害児・者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。	1,097
			訪問入浴サービス費	入浴が困難な在宅の身体障害児・者に対し、訪問により居宅での入浴サービスを提供する。	15,020
			成年後見制度利用支援費	身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について、市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。費用負担が困難な場合には、市が一部又は全額を本人に代わり負担する。また、市長申立以外の者の成年後見人等に就任した専門職後見人において、家裁審判額の決定額によっては、後見人活動に支障が生じる場合があるため、その活動に対する費用を助成する。	2,178
			ピアサポーター養成費	精神障害者等の社会参加を促進するため、自らの障害・疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、障害者のための支援を行うピアサポーターの養成及び福祉事業所等への雇用に繋げるための周知啓発活動を行う。	2,159
			手話通訳者養成費	聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指導を行い、手話通訳者として養成する。	3,044
			手話通訳者派遣費	聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。	7,312
			要約筆記者養成費	聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、要約筆記等の指導を行い、要約筆記者として養成する。	1,789
			要約筆記者派遣費	聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。	511
			盲ろう者向け通訳・介助員養成費	視覚・聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、盲ろう者とのコミュニケーション等の指導及び外出時の移動等の支援についての指導を行い、盲ろう者向け通訳・介助員として養成する。	565
			盲ろう者向け通訳・介助員派遣費	盲ろう者の円滑なコミュニケーション及び外出時の移動等を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	1,145
			自動車改造助成費	重度の身体障害者が就労等のため自ら所有する自動車を改造する際に要する経費の一部を助成する。	700
			自動車運転免許取得助成費	身体障害者が就職等のため運転免許を取得する場合にその費用の一部を助成する。	400
			点字・声の広報等発行費	地方公共団体等の広報などを、点訳又は音訳化して障害者に情報提供する。	573
			高額地域生活支援給付費	地域生活支援事業と障害福祉サービス等の併給を受けている場合、その利用料を合算し、合算した額が障害福祉サービスの月額上限額を超える場合、その超える地域生活支援事業の額を支給する。	368
			発達障害啓発費	発達障害への理解促進を図るため、関係機関で構成するネットワーク会議を開催し、課題等を把握するとともに、講演会の開催など啓発活動を行う。	150
			手話普及啓発費	手話への理解促進及び手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を図るための取組みを行う。	1,240
			障害者アート啓発費	芸術文化活動を通じ、障害に対する理解を促すとともに、障害者の社会参加の推進を図るため、障害者が製作したアート作品に多くの市民が触れる機会として作品展を開催する。	2,308

（単位：千円）

<table>
<tr><th>課名</th><th colspan="3">事業名</th><th>事業概要</th><th>予算額</th></tr>
<tr><td rowspan="14">障害福祉課（その３）</td><td rowspan="14">一般会計</td><td colspan="2">障害福祉センター運営費</td><td>障害者福祉の拠点的な施設として、在宅障害者等の福祉の増進を図るため、平成4年4月からサービスを開始した。
「社会福祉法人長崎市社会福祉事業団」を指定管理者として指定し、次の事業を実施している。
⑴　管理運営費
⑵　身体障害者福祉センター費
⑶　障害児通所支援費
⑷　地域活動支援センターⅡ型費
⑸　相談支援費
⑹　障害者就労支援相談所運営費
⑺　診療所費
⑻　障害児等療育支援費
⑼　機能訓練費</td><td>344,739</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障害者就労支援費</td><td>障害者テレワークロボット就労促進費</td><td>長崎市に居住している障害者のうち、障害の特性により通所や通勤が困難な重度障害者などに、テレワークロボットを活用し、新市庁舎の案内業務等に従事してもらうことで、障害者の社会参加や就労支援の拡充につなげる。</td><td>6,749</td></tr>
<tr><td>授産製品販売促進費</td><td>福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と授産製品の売上向上、授産工賃アップを図るため、市内商店街で障害者の店「はあと屋」を運営し、授産製品の店舗販売、移動販売、情報発信並びにオンライン販売を行うとともに、共同受注に取組む。</td><td>14,118</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障害者保健医療対策費</td><td>更生医療給付費</td><td>身体障害者が手術等により障害の程度を軽くしたり、機能を回復させたりするための医療について、その費用を支給する。</td><td>1,008,910</td></tr>
<tr><td>心身障害者福祉医療費</td><td>重・中度心身障害者が健康保険等により診療を受けた場合に、病院等へ支払った負担金の一部に相当する額を支給する。
⑴ 身体障害者手帳１、２級及び療育手帳Ａ１、Ａ２並びに精神障害者保健福祉手帳１級所持者は、医療取扱機関ごとに、一部負担金の額から１日につき800円（１か月につき、1,600円を限度）を差し引いた額を支給（薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額）
⑵ 身体障害者手帳３級及び療育手帳Ｂ１所持者は、⑴の２分の１を支給</td><td>1,001,433</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障害手当給付費</td><td>重度障害者福祉手当給付費</td><td>在宅の20歳以上の重度障害者で、障害基礎年金及び特別障害者手当の支給要件に該当しない者のうち、日常生活において常時介護を要する者に手当を支給する。</td><td>3,208</td></tr>
<tr><td>特別障害者手当給付費</td><td>在宅の20歳以上の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する者に手当を支給する。（ただし、３か月以上入院している者等は除く）</td><td>150,387</td></tr>
<tr><td>障害児福祉手当給付費</td><td>在宅の20歳未満の重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする者に手当を支給する。</td><td>39,718</td></tr>
<tr><td rowspan="4">障害者生活支援対策費</td><td>移送支援サービス費</td><td>斜面地等に居住する障害者で、一人で歩行が困難な者に対し、移送支援サービス事業者を派遣し、福祉施設の利用や通院などの外出の支援を行う。</td><td>2,797</td></tr>
<tr><td>配食サービス費</td><td>障害、傷病等の理由により食事の調理が困難な身体障害者に対し食事の配達によるサービスを提供するとともに、訪問の際、利用者の安否確認等を行う。</td><td>1,130</td></tr>
<tr><td>福祉緊急連絡装置設置費</td><td>独居重度身体障害者の緊急時の事故防止及び生命の安全を図るため、緊急通報装置の設置を行う。</td><td>1,208</td></tr>
<tr><td>相談員設置費</td><td>障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じ、関係機関への連絡や必要な援助を行う。</td><td>613</td></tr>
</table>

（単位：千円）

課名	事業名			事業概要	予算額
障害福祉課（その４）	一般会計	障害者社会参加促進費	重度障害者福祉タクシー利用助成費	在宅の重度身体障害者で車椅子利用者、視覚障害者（１級）及び重度知的障害者が容易に外出できるようにするため、タクシー料金の一部を助成する。	11,969
			障害者交通費助成費	障害児・者が交通機関を利用することにより、社会的活動の参加の機会を促進し、もって障害者の自立を図ることを目的として、ICカード（バス・電車）の利用実績に応じたポイント、またはタクシー、ガソリン、船舶利用券のうちいずれか1つを年間5,000円程度交付する。	111,471
			障害児通学支援費	特別支援学校小学部または中学部の児童・生徒のうち、付添人がいなければ通学ができないにもかかわらず、付添人の体調不良等の理由により送迎ができず、本人の理由によらず児童・生徒が欠席せざるを得ない場合において、福祉タクシー等を利用して通学した際の利用料金を助成する。	193
			障害者団体研修費助成費	障害者の活動を助成し、障害者の社会参加を促進するため、障害者団体が行う研修等に係る費用の一部を助成する。	1,100
		障害者福祉施設整備事業費		平成4年の建設から相当年数が経過し、施設･設備の各所に老朽化がみられる障害福祉センターにおいて、緊急性等を確認しながら計画的に修繕･取替等の整備を行う。	45,200
介護保険課	一般会計	低所得者利用者負担軽減費		介護保険制度における利用者負担を一定の条件を満たす者について減額する。	2,609
		離島サービス支援費		離島内にサービス事業者がない場合など、離島においてサービス提供基盤が確保されていない居宅サービス受給の円滑化を図る。	1,181
	介護保険事業特別会計	保険給付費	徴収費	被保険者への年間保険料及び納付方法の通知、督促状の発送等にかかる経費。	39,545
			介護･介護予防サービス等諸費	要介護・要支援被保険者を対象に介護･介護予防給付事業を行う。	43,920,785
			高額介護サービス等費	要介護・要支援被保険者が介護・介護予防サービスを利用した際に負担すべき限度額を超えた場合に高額介護サービス費として給付する。	833,425
			高額医療合算介護サービス等費	要介護・要支援被保険者が医療保険と介護保険の自己負担が高くなったときは、両制度の限度額を適用した後に、世帯内で１年間の自己負担限度額を超えた場合に高額医療合算介護サービス費として給付する。	106,472
			市町村特別給付費	斜面地等に居住する要介護・要支援被保険者の居宅サービスの適切な利用の促進及び日常的な社会参加のための移送手段で長崎市介護保険条例第４条に規定する市町村特別給付である移送支援サービスの給付にかかる経費。	204,176
			特定入所者介護サービス等費	所得の低い要介護・要支援被保険者が介護保険施設等を利用した際に負担する食費及び居住費の合計額と所得の状況等に応じて定められた負担限度額との差額を支給する。	1,061,970
		地域支援事業費	任意事業費　介護適正化特別対策事業費	介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするため、サービス内容の適正化及び介護費用の適正化を図る。	33,890
			任意事業費　福祉用具･住宅改修支援事業費	福祉用具・住宅改修に関する助言・情報提供並びに住宅改修費の申請における建築士・理学療法士等による訪問調査や申請者への理由書作成経費の助成を行う。	144

（単位：千円）

課名	会計	事業名	事業概要	予算額
地域包括ケアシステム推進室	一般会計	多機関型包括的支援体制構築事業費	少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズが多様化、複雑化する中、高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談にワンストップで対応するための相談窓口（多機関型地域包括支援センター）を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供する。	37,273
地域包括ケアシステム推進室	介護保険事業特別会計 地域支援事業費 一般介護予防事業費	地域リハビリテーション活動支援事業費	地域における介護予防の取組を機能強化するために、「在宅支援リハビリセンター」を設置し、地域包括支援センター等と連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	11,592
地域包括ケアシステム推進室	介護保険事業特別会計 地域支援事業費 包括的支援事業費	地域包括ケア推進協議会費	団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図る。	4,086
地域包括ケアシステム推進室	介護保険事業特別会計 地域支援事業費 包括的支援事業費	在宅医療・介護連携推進事業費	医療及び介護・福祉の総合相談窓口であるとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた在宅医療・介護連携推進事業の拠点として「包括ケアまちんなかラウンジ」を設置し、事業運営を長崎市医師会に委託する。	34,270
地域包括ケアシステム推進室	介護保険事業特別会計 地域支援事業費 包括的支援事業費	生活支援体制整備事業費	生活支援コーディネーターを配置し、NPOやボランティア、シルバー人材センターなど多様な主体による地域での支え合い体制づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加により介護予防の促進及び多様な日常生活上の生活支援や介護予防サービスの充実を図る。	22,477
臨時特別給付金室	一般会計	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者への支援として、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して１世帯当たり３万円の給付金を支給する。	（令和5年6月補正） 2,117,211